

## 中央学院大学情報システム利用規程

(平成13年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は中央学院大学情報システム(以下「情報システム」)の利用について必要な事項を定めるものとする。

2 この規程の中央学院大学情報システムとは、本学が管理するパーソナルコンピュータ、ホストコンピュータ、学内ネットワーク、インターネット、ネットワーク機器、ソフトウェア、データベースをいう。

(利用目的)

第2条 情報システムは本学における教育・研究・事務に利用するものとする。

(利用資格)

第3条 情報システムを利用できるものは、次の各号に定めるものとする。

(1) 本学の教職員。

(2) 本学の学生。

(3) その他特に情報システム運営委員会が適切と認めた者。

(利用申請)

第4条 情報システムを利用する者は、所定の「情報システム利用申請書」(以下「申請書」という)を事務局に提出し、第5条の承認を受けなければならない。

(利用承認)

第5条 情報システム運営委員会は、前条の申請が適切であると認めたときは、情報システムを利用する有効期限を定めて、これを承認するものとする。

2 情報システムの利用承認を受けた者(以下「利用者」という)は第8条に定める利用の遵守事項を守らなければならない。

(利用者コード発行)

第6条 利用者に対して、事務局は利用者コードを発行する。

(利用者コードの管理)

第7条 利用者は利用者コードの漏洩・盗難・紛失がないように管理しなければならない。また、漏洩・盗難・紛失があった場合は事務局に報告するものとする。

2 上記の報告に基づいて、事務局は利用者コードの再発行をする。

(利用者の遵守事項)

第8条 情報システムの利用者は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 利用者コードを第2条に定める利用目的以外に利用し、また第三者に利用させてはならない。

(2) 情報倫理に反する行為の禁止。

(3) 公序良俗に反する社会的行為の禁止。

2 前項の各号に定めた事項に違反した場合は、学則の定めにより処置することとする。

(利用者の停止)

第9条 情報システム運営委員会は利用者に対して、第8条の第2項により、情報システムの利用を停止することができる。

( 雑則 )

第 1 0 条 この規程に定めるほかに、情報システムの利用に関して必要な事項は情報システム運営委員会で協議する。

2 この規程の細則等に関する内規は、別途定める。

3 この規程に定める事務局は、情報システム部情報メディア課とする。

4 ホームページのガイドラインについては、別途定める。

5 インターネット利用のガイドラインについては、別途定める。

6 リモートアクセス VPN 接続利用細則については、別途定める。

( 改正 )

第 1 1 条 この規程の改正は、情報システム運営委員会と教授会の議を経て、学長が行なう。

附則

( 施行期日 )

1 この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

( 一部改正 )

2 平成 1 5 年 1 月 1 6 日 一部改正

3 平成 1 6 年 1 月 2 7 日 一部改正